

令和7年4月1日

令和7年度 多摩市立和田中学校

いじめ防止基本方針及びいじめ防止等の対策のための組織

*本校の「いじめ防止基本方針」及び「いじめ防止等の対策のための組織」については、
「いじめ防止対策推進法」を受け、以下のとおり定める。

I いじめ防止に関する基本的な考え方

- ・いじめの定義とは、「当該生徒が一定の人間関係にある者から、心理的及び物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」である。
- ・「いじめはどの生徒にも、どこの学校においても起こり得る」「誰でもいじめの加害者、被害者になり得る」「事実確認できた加害者側が行った内容は 100%悪いこと」という認識を生徒・教師・保護者・地域で共有する。
- ・解決したと思っても再発する、または別のいじめが発生することも起こり得る。
- ・生徒の多くは、「いじめはいけないこと」と頭ではわかっている。しかし、自分の行動が、実はいじめであることに気づいていない場合もある。

上記の認識に立ち、本校の教職員のみならず、保護者・地域・教育委員会とも連携を密に図りながら、いじめの未然防止と早期発見・早期対応、解決に向けた取り組みを徹底する。

II いじめ防止基本方針及び具体的な取り組み

《方針1》 いじめの未然防止

- (1) いじめは人権侵害であり、絶対に許される行為ではないことを生徒に理解させ、教育活動のあらゆる場面をとらえ、生命尊重と人権感覚を育む実践を充実させる。
- (2) 道徳授業の時間を中心としながら、教育活動全体において道徳教育を充実させ、よりよい人間関係を構築できる能力の育成を図るため、計画的な指導を継続する。各学期に1回、年間3回のいじめに関する授業を実施する。
- (3) 生徒が、人間関係において共に生きるための思いやりや相手に対する配慮、社会の一員としての自覚と責任、自然に対する畏敬の念などの心情を培う指導を行う。そのため、体験活動を重視する。
- (4) 生徒自身がいじめについて学び、主体的に考え、いじめを根絶しようとするような実践を推進する。
- (5) 教職員は組織的に学年・学級組織づくりなどを行い、個々の生徒の状況を把握するための校内研修を年度当初に実施するとともに、いじめ防止校内委員会などの諸会議において情報共有と教職員自身の資質の向上を図る。
- (6) インターネットや情報機器でのいじめの防止に向けた啓発活動を推進する。

【具体的な実践】

- (1) SNS学校ルールを定め、インターネットや携帯電話、スマートフォンの正しい活用について触れ、「ネットいじめ」など防止に努め、情報モラルを徹底させる。
- (2) 道徳授業地区公開講座をとおして、家庭や地域と連携を図り、思いやりの心や生命尊重についての意識を高めさせる。
- (3) 配慮が必要な生徒に対しては、生活指導主任、学年主任、スクールカウンセラー、特別支援教育コーディネーターなどが中心となって、指導や支援の在り方について、生徒理解に生かすとともに、関係機関との連携を密に行う。
- (4) 「人権教育プログラム（学校教育編）」などを活用した校内研修をとおして、教職員自身の人権感覚を高める。
- (5) 朝礼講話や学校便りで、生命尊重、人権、思いやりの心、コミュニケーション能力、自己抑制といった内容を精選し、生徒が様々な角度から良好な人間関係を構築できる力の育成を目指す。

《方針2》 いじめの早期発見・早期対応

- (1) 教職員には生徒の些細な兆候や変化も見逃さず、いじめを疑う必要性を認識し、認知能力を向上させる。また、生徒にSOSの出し方に関する教育を実施して生徒が教職員に話をすることができる環境を作る。
- (2) **教職員間の組織的な連携により情報共有を怠らず徹底する。**
また、保護者、地域や教育委員会、その他の関係諸機関など連携し、情報収集や対応を図る。
- (3) 教育相談機能を充実させるとともに日常的な生徒との関わりから信頼関係を築き、生徒がいじめを訴えやすくするとともに、「見た、または聞いた」という情報が入りやすくしておく。
- (4) 事情聴取などの対応の際には、複数教員であったることを原則とし、対応に入る前に周知し、経過についても情報共有を行い、慎重かつ迅速に対応する。

【具体的実践】

- (1) いじめ実態調査「学校生活や友人関係に関するアンケート」を定期的に実施し、いじめ防止校内委員会や特別支援教育校内委員会、職員会議などで情報共有し、対応を図る。
- (2) 生徒の状況把握のため、教職員は授業中の他、休み時間や昼休みは校内巡回を恒常に実施する。
- (3) 教師不在の状況をできる限りつくらないよう配慮し、授業者は始業チャイム前に教室に行き、授業後もすぐに職員室に戻らない。
- (4) 給食指導は担任および副担任の複数教員あたり、放課後には地域パトロールを行う。
- (5) スクールカウンセラーには相談室での相談活動の他、校内巡回も強化させ、学年教員との連携を深めさせる。また相談室だよりを定期的に発行し、生徒や保護者に開室日や受付時間を周知する。
- (6) スクールカウンセラーは日常的に担任や学年主任、生活指導主任と情報交換を行い、勤務日ごとに毎回管理職に「状況報告」を提出する。

《方針3》 いじめへの対応

- (1) いじめを発見、または通報があった場合は、いじめ防止校内委員を中心に学校として組織的に対応する。
- (2) 被害に遭った生徒を守ることを最優先とし、迅速な事実確認と対応を行い、加害生徒への適切な指導を行う。
- (3) 定期的に関係諸機関との連携を図る。
- (4) 日頃から保護者・地域との連携を図る。
- (5) 重大な事態が発生した際には、教育委員会や子育て総合センター・児童相談所等の関係諸機関と連携し、解決に向けた対応を図っていく。

【具体的実践】

- (1) 気になる生徒の情報は週1回の校内委員会で、いじめの事実の有無や状況などを確認し、対応が必要な場合、指導方針や支援等を協議し、組織的に対応する。
- (2) 万一、いじめが発覚した場合は、被害生徒の状況を細かく把握し、保護者との連絡を緊密にとるとともに、スクールカウンセラーや複数教員による見守り体制づくりを行う。加害生徒には毅然とした態度で指導し、学校で謝罪の場を設けるなど事態に応じて対応する。
- (3) いじめに関する調査結果や対応などについては、教育委員会に報告し、状況や対応について子育て総合センター・児童相談所等、関係諸機関と情報を共有する。
- (4) いじめに至った経緯や背景を分析、検証し、今後の指導態勢に生かすことで、学校の対応力を高めていく。
- (5) いじめの内容の軽微・重大かの判断を的確に行い、前者は短期解決に努め、後者は長期的展望も視野に入れ、解決まで丁寧に対応する。

III いじめ防止等の対策のための組織（いじめ防止校内委員会）

| | | | |
|---------------------------------|---|----------------------------|--|
| 校長 | | 副校長 | |
| 委員長 (生活指導主任) | | スクール カウンセラー | |
| い じ め 防 止 委 員 | 1年 学年主任 2年 学年主任 3年 学年主任 5組 学級主任 各学年担当 | 養護教諭 特別支援教育 コーディネーター | |

*上記を構成員とするが、状況によって人員を変更する場合もある。

IV いじめに関する校内研修

4月 <いじめの定義と生徒情報確認【講師：校長・生活指導主任】>

いじめの定義の共通理解を行い、いじめの未然防止の視点から新入生をはじめ各学年の生徒情報の共通理解を図り、それぞれの具体的な対応について理解する。いじめのない学年・学級作りを考える。

9月 <現状把握といじめ撲滅【講師：生活指導主任】>

現状を把握し、いじめの定義の理解を深め、いじめや自殺、不登校、暴力行為等の問題行動の撲滅に取り組む。あらためて共通理解を図る。

11月 <重大事態の対応【講師：副校長・生活指導主任】>

重大事態発生の際の対応の確認・共通理解を図る。またふれあい月間を踏まえていじめのみならず、生徒の現状の把握を行う。

1月 <事例研究といじめ再発防止【講師：副校長・(事例発表者)】>

新学期を迎える時期に11月のふれあい月間の結果の経過も参考にしながら、事例研究を行い、いじめの再発防止について改めて教員全体で再確認する。

V いじめに関する授業の実践

| | ねらい | 教材 | 備考 |
|----------------|---|----------------------------|----------------------------|
| 1 学期 (7 月) | 「いじめを傍観しない基盤つくり」 いじめのない、楽しいクラスをつくる。 | ワークシート | 6 月 ふれあい月間 アンケートを参考にする。 |
| 2 学期 (10 月) | いじめを生まないための互いの個性の理解 「自分らしさ」と友達の「その人らしさ」を探そう。 | 「自己評価シート」 や「他者評価シート」の活用 | 体育大会や音楽発表会などの行事の後で実施する。 |
| 3 学期 (2 月) | いじめを絶対にしないための気持ちの調整。自分の気持ちを上手に調整する。 | 落ち着くための方法、ワークシート | ふれあい月間 2 月の後に実施。 |